

施策推進の方向	施策		取組方針	想定される取組内容・ジャンル	国ガイドライン項目（例示）
I 安心して暮らせる地域をつくる	1	地域づくりの推進	1-1 気軽に集える場の創設	居場所・交流機会の創出	・福祉以外の様々な分野との連携 ・地域住民等が集う拠点の整備
			1-2 ボランティアの発掘・育成	ボランティア支援	・住民、ボランティア、NPO等への支援 ・地域福祉を推進する人材の養成
			1-3 区民や関係者をつなぐネットワーク作りへの支援	地域のつながり作り、行政と地域の関り、既存の地縁団体の活性化	・身近な地域で住民が主体的に課題解決できる環境の整備 ・社会福祉法人の地域における公益的な取組の推進
	2	身近な相談支援体制の充実	2-1 身近な相談窓口の充実	地域に身近な相談窓口の創設	・身近な地域で包括的に相談に対応できる体制の整備 ・社会福祉協議会の基盤の整備強化
			2-2 早期発見、早期対応型支援の推進	地域での問題発見、支援機関への迅速なつなぎ	・自殺対策（早期発見等の対策）
	3	災害時の福祉の向上	3-1 災害弱者に対する支援の充実	要支援者の災害対策、福祉サービス事業者の事業継続、地域防災教育	・避難行動要支援者への支援
II 関係者の連携・協働により包括的な相談支援体制をつくる	4	連携・協働による相談支援体制の強化	4-1 区、関係機関の連携強化	協働の推進、部署間の調整・連携、中間支援組織の設置	・共生型サービス等分野横断的サービスの展開 ・全庁的な部局横断的な連携体制整備
			4-2 包括的な相談支援体制の構築	総合相談窓口の設置、支援のあり方、制度の狭間・複合的問題への対応、専門職の活用	・制度の狭間の課題への対応 ・生活困窮者など各分野横断的に関係する者への対応 ・犯罪を犯した者の社会復帰支援のあり方 ・相談支援体制の整備（体制の確保、関係機関の連携） ・多機関協働による包括的な相談支援体制の構築
			4-3 関係者間での情報共有	関係者間の情報共有、個人情報の保護	
	5	人材の確保・育成	5-1 福祉人材の確保・育成	区・事業者の福祉人材の育成・確保	・必要なサービスを利用できる仕組みの確立（従事者の専門性向上）
	6	福祉サービスの充実	6-1 事業者の確保とサービスの向上	事業者の拡充、福祉サービスの充実、質の向上	・利用者の適切なサービス選択の確保
			6-2 わかりやすい情報の発信と活用	わかりやすいサービス情報の発信、情報アクセシビリティの向上、AI・ICT等の活用による事務の効率化・利便性の向上	・相談支援体制の整備（福祉サービスの情報提供）
III 誰もが大切にされる社会をつくる	7	福祉のまちづくり	7-1 共生社会への意識向上	人権・多様性の尊重、福祉教育	・地域住民の地域福祉に対する意識向上
			7-2 まちのバリアフリー化の推進	ハード面のバリアフリー	
	8	権利擁護の推進	8-1 自己決定への支援拡充	成年後見等の拡充	・市民後見人等の育成や活動支援 ・利用者の権利擁護
			8-2 あらゆる暴力の防止	虐待、DV等の対応	・虐待への統一的な対応や虐待をした者への支援
	9	社会参加の促進	9-1 社会的弱者の就労・活躍の場作り	就労支援、社会的弱者への生涯学習・活躍の機会の提供	・就労に困難を抱える者への横断的支援
			9-2 居住支援	住宅確保、身元保証	・居住に課題を抱える者への横断的支援

※記載のないもの

- ・各福祉分野のうち特に重点的に取り組む分野
- ・圏域の整理
- ・財源確保（寄附や共同募金等の取組推進）
- ・事業を一体的に実施していくための補助事業の活用